

時事新報編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致...

時事新報定價 時事新報一冊月金五十圓...

Table with 2 columns: 五號活字、一行二行、一行三行...

時事新報

今の經濟社會の有様は變態にあらざるか、東京の日本の首府にして獨り政治上の中心のみならず...

穀に生命を繫ぐものと云ふ可きのみ然るに實際に其農家の情態如何と尋れば生産力の増えるのみか...

少するの傾きありと云ふ各地方の疾苦は斯の如くにして年々その甚しきを加ふるの最中...

都府の繁盛は唯是れ經濟社會の變態、寸時も輻に足らざるの兆候にして其有様之風帆船の帆に風を孕みて...

順風なる者もあらんと雖も今年の風に意を得て明年の日和を卜す可らず何時如何なる逆風に逢ふて如何ある...

陸軍乘馬飼養條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御覽 内閣總理大臣伯爵黒田清隆 陸軍大臣伯爵大山 巖

勅令第四十三號 明治二十一年(三月)勅令第十四號陸軍乘馬飼養條例中左ノ通改正ス

第一條 陸軍中左ノ官職ニ在ル者ヲ乘馬本分トス 一 在職上長官以上 二 參謀官 三 陸軍高等官 四 陸軍少將以上 五 陸軍中將以上 六 陸軍大佐以上 七 陸軍中佐以上 八 陸軍少佐以上 九 陸軍中尉以上 十 陸軍少尉以上 十一 陸軍中士以上 十二 陸軍少士以上 十三 陸軍中兵以上 十四 陸軍少兵以上 十五 陸軍中卒以上 十六 陸軍少卒以上 十七 陸軍中隊長以上 十八 陸軍少隊長以上 十九 陸軍中隊副長以上 二十 陸軍少隊副長以上 二十一 陸軍中隊副官以上 二十二 陸軍少隊副官以上 二十三 陸軍中隊副官以上 二十四 陸軍少隊副官以上 二十五 陸軍中隊副官以上 二十六 陸軍少隊副官以上 二十七 陸軍中隊副官以上 二十八 陸軍少隊副官以上 二十九 陸軍中隊副官以上 三十 陸軍少隊副官以上 三十一 陸軍中隊副官以上 三十二 陸軍少隊副官以上 三十三 陸軍中隊副官以上 三十四 陸軍少隊副官以上 三十五 陸軍中隊副官以上 三十六 陸軍少隊副官以上 三十七 陸軍中隊副官以上 三十八 陸軍少隊副官以上 三十九 陸軍中隊副官以上 四十 陸軍少隊副官以上 四十一 陸軍中隊副官以上 四十二 陸軍少隊副官以上 四十三 陸軍中隊副官以上 四十四 陸軍少隊副官以上 四十五 陸軍中隊副官以上 四十六 陸軍少隊副官以上 四十七 陸軍中隊副官以上 四十八 陸軍少隊副官以上 四十九 陸軍中隊副官以上 五十 陸軍少隊副官以上

大藏省告示第七十五號 十九年度備蓄金出納精算報告別冊ノ通 明治二十一年六月十二日 大藏大臣伯爵橋本方正義

(別冊) 第七回備蓄金精算報告 明治十三年第三十一號布告備蓄法第十條ニ據り明治十九年度即ち明治十九年四月一日ヨリ同二十年三月三十一日ニ至ル一週年度中央及府縣備蓄金ノ出納ヲ告示スルニ方リ茲ニ其要領ヲ提記ス

中央備蓄金 一 中央備蓄金前年度越前二百七十一萬千六百二十八圓八十二錢...

府縣備蓄金 一 府縣備蓄金前年度越前七百八十三萬九千三百五十五圓三十九錢...

一 本年年度歳首ノ金額七百八十三萬九千三百五十五圓三十九錢...

一 本年年度歳首ノ金額七百八十三萬九千三百五十五圓三十九錢...

一 本年年度歳首ノ金額七百八十三萬九千三百五十五圓三十九錢...

一 本年年度歳首ノ金額七百八十三萬九千三百五十五圓三十九錢...

一 本年年度歳首ノ金額七百八十三萬九千三百五十五圓三十九錢...

一 本年年度歳首ノ金額七百八十三萬九千三百五十五圓三十九錢...

減少ノ額 一 現金前年比六錢三厘...

陳列品評會出品望ノ廣告 諸國產物 水産物 農産物...

伊崎良熙 昨夜近火ノ節ハ諸君ヨリ御見舞下奉存候混雜中...

廣 長坂製菓北 切開無之ニ...